別表第一に次のように加える。

九十五　厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第二に次のように加える。

百十七　厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの

附則第二十二条中「「百十八」を「「百十七」に、「「百十七」を「「百十六」に、「百十七の項」を「百十六の項」に、「百十八の項」を「百十七の項」に、「百十六の項」を「百十五の項」に改める。

（地方公共団体情報システム機構法の一部改正）

第四十三条　地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二十二条第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第四十四条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「治安の確保」の下に「、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の適正な取扱いの確保」を加える。

第四条第三項第四十一号の次に次の一号を加える。

四十一の二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第四条第三項第五十九号の次に次の一号を加える。

五十九の二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十八条に規定する事務

第十六条第二項中「大臣委員会等」の下に「、特定個人情報保護委員会」を加える。

第六十四条の表国家公安委員会の項の次に次のように加える。

特定個人情報保護委員会	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（総務省設置法の一部改正）

第四十五条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第九十三号を次のように改める。

九十三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第七条の規定による個人番号（同法第二条第五項に規定する個人番号をいう。）の指定及び通知、同法第二条第七項に規定する個人番号カード並びに同法第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステム（同法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）の設置及び管理に関すること。

（総務省設置法の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条　この法律の施行の日から第三号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の総務省設置法第四条第九十三号の規定の適用については、同号中「指定及び通知、同法第二条第七項に規定する個人番号カード並びに同法第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステム（同法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）の設置及び管理」とあるのは、「指定及び通知」とする。

第四十七条　第三号施行日から第四号施行日の前日までの間における第四十五条の規定による改正後の総務省設置法第四条第九十三号の規定の適用については、同号中「、同法第二条第七項に規定する個人番号カード並びに同法第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステム（同法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）の設置及び管理」とあるのは、「並びに同法第二条第七項に規定する個人番号カード」とする。

（財務省設置法の一部改正）

第四十八条　財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十八号を削り、第二十七号を第二十八号とし、第二十三号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第五十八条の規定による法人番号の指定、通知及び公表に関すること。

第十六条第一項中「第四条第二十三号から第二十七号まで」を「第四条第二十四号から第二十八号まで」に改める。

第二十条中「第二十二号」を「第二十三号」に改める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十九条　この法律（附則各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの法律の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三十三条から第四十二条まで、第四十四条（内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。）及び第五十条の規定　公布の日

二　第三条、第二十八条、第二十九条（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二条の改正規定に限る。）及び第四十四条（内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定を除く。）の規定　番号利用法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日